

## 秋田市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、休止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年7月2日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

| 事業所名称          | 所在地                             | 指定年月日    |
|----------------|---------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーションつむぐ  | 秋田市御野場六丁目6番11号                  | 令和8年4月1日 |
| 加賀谷記念小松こども医院   | 秋田市御野場新町四丁目7番22号                | 令和8年4月1日 |
| 訪問看護ステーションSORA | 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3F創業支援室B-6 | 令和8年4月1日 |

### 2 廃止

| 事業所名称        | 廃止年月日     |
|--------------|-----------|
| 加賀谷記念小松こども医院 | 令和8年3月31日 |

### 3 休止

| 事業所名称  | 休止年月日     |
|--------|-----------|
| 神田歯科医院 | 令和8年3月16日 |

#### 4 再開

| 事業所名称  | 再開年月日    |
|--------|----------|
| ながぬま内科 | 令和8年2月3日 |